

市報第8号

横浜市市税条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市市税条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、令和7年4月1日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

令和7年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年4月1日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第31号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第73条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第77条第1項中「次に掲げる事項」を「その旨」に改め、同項各号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市市税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 参 考

## 横浜市市税条例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正後}}{\text{改正前}} \right)$$

（種別割の税率）

第73条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオ<sub>エ</sub>に掲げるものを除く。）

年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの

年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの

年額 2,000円

エ<sub>ウ</sub> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウ<sub>又は</sub>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超

えるもの

年額 2,400円

オ<sub>エ</sub> （本文省略）

（第2号から第4号まで省略）

（種別割に関する申告義務）

第77条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、

軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、その旨に掲げる事

一 項を市長に申告しなければならない。この場合において、市長は、必要に応じ、その者の住所を証明すべき書類の提示を求めることができる。

- (1) 住所、氏名または名称
- (2) 軽自動車等の売買があった場合において、売主がその軽自動車等の所有権を留保しているときは、その事実及び事由
- (3) 軽自動車等の主たる定置場
- (4) 軽自動車等の用途、種別、形状、車名並びに型式及び年式
- (5) 軽自動車等の取得の年月日及びその事由
- (6) 原動機の総排気量または定格出力
- (7) その他規則で定める事項  
(第2項から第5項まで省略)

#### 地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項省略)

